

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上長洲保育園定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事の理事会及び評議員会等への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会並びに監事の監査業務に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（以下「報酬等」という。）を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会又は監事の監事業務に出席したときは、評議員会又は監事の監事業務の出席に係る報酬等を支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (評議員の評議員会への出席報酬等)

第4条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 第1項及び第2項の規定に基づき、評議員に対して支給した各年度の報酬等の支給総額が定款第8条に規定する総額を超えるに至ったときは、それ以後の評議員に支給する報酬等については、第1項の規定にかかわらず支給しないものとする。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したとき又は監査の業務等に当たったときは、評議員会出席等に係る報酬等を支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員に対する報酬等の支給制限)

第6条 役員に対して支給した各年度の報酬等の支給総額が、300,000円を超えるに至ったときは、それ以後の役員に支給する報酬等については、第3条及び第6条並びに第8条の規定にかかわらず支給しないものとする。

### (苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第9条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（役員等の職務証跡）

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、書面に記名押印（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）

第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経て評議員会の決議を得なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する

別表1 (日額)

## 報酬等支給基準

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等 (第3条第1項関係)	6,000円	円
評議員会出席報酬等 (第4条第1項関係)	6,000円	円
監事の報酬等 (第5条第1項関係)	6,000円	円
苦情対応第三者委員の報酬等(第7条第1項関係)	円	円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
苦情対応第三者委員の報酬等(第7条第2項関係)	6,000円	円

別表3 (日額)

旅 費	宿泊費	報酬	その他
実 費	10,000円	6,000円	実 費